

新たな取組みの概要紹介について

平成25年8月23日

熊本市健康福祉子ども局

障がい保健福祉課

熊本市障がい者サポーター制度概要

趣旨

障がいについての市民の理解を広げていくためには、持続的・継続的な取り組みが必要である。さらに、障がいのある方の暮らしの充実や、就労や様々な活動などの社会参加の促進には、「知る」・「交流する」機会を提供する新たな取り組みや仕組みが必要である。

障がい者サポーター制度は、障がいのある方と市民の出会いと交流、そして協働という視点から障がいへの理解・関心を広げ、もって「障がいがあってもなくても、誰もが能力を発揮でき、わくわくして暮らせる熊本市」を実現するための活動を広く市民運動として進めていくことを目的とする。

そこで、本市では、25年度から参加型の「障がい者サポーター制度」を創設し、サポーターシンボルマークのデザイン募集、研修会開催、サポーター登録、イベント等のボランティア活動への参加呼びかけなど、一連の広報・啓発と実践活動の推奨を通して、多様な市民と障がいとの接点を創出し、「知る」・「交流する」機会の拡大を図り、ひいては市民による障がい者の社会参加応援運動につなげていくことを目指す。

概要

(市民サポーター)

趣旨に賛同する市民

申請
(登録)

サポーターハンドブック
サポーターグッズ
の配布

(サポーターの主な活動)

- ◇研修会等への参加
- ◇ボランティア活動やイベントへの参加
- ◇ちょっとした配慮の実践
- ◇市民・事業者への理解の促進や実践活動の普及 など

(障がい保健福祉課)

- ・障がいに関する情報やイベント告知などの情報を提供
- ・市民の自主的な支援活動を促進

(障がい者サポート企業等)

趣旨に賛同し、率先的な取り組みを推進している法人

申請
(認定)

【研修会参加】(必須)

※優れた取り組みを行う法人への表彰、サポーターシンボルマークの使用許可など、インセンティブあり

障がい者サポーター

(サポーターに期待される主な役割)

- サポーターシンボルマーク活用による活動の見える化
- 「地域社会」「市民」「事業者」と「障がい」との接点の創出
- 地域やグループ内での普及・啓発活動の担い手
- 各サポーターの得意・関心分野での交流・支援

※「知らない」・「無関心」から「理解者」・「実践者」へ



H25年度主な事業内容(予定)

○障がい者サポーター制度の創設と普及による啓発

- ・シンボルマークの募集・選定・表彰
- ・シンボルマーク活用(ピンバッジ等)
- ・サポーター研修会等の開催
- ・障がいについてのハンドブック(サポーターハンドブック)の作成・配布
- ・サポーターによる「できることを、ちょっとずつ」の実践活動の促進と市民への推奨
- ・法人サポーターが実践する特に優れた取組みの紹介やその法人の表彰
- ・市主催イベントへのボランティア活動への参加呼びかけ(障がいについて知る、障がい者と交流する機会の提供)
- ・障がいに関する様々な情報提供、関連イベント等の周知 など

※関連事業:心の輪を広げる作文・ポスターコンクール

- ・作品の募集、選定、表彰式の実施
- ・入賞作品の展示による啓発(市現代美術館、市庁舎、市子ども文化会館)

スケジュール(予定)

○障がい者サポーターシンボルマーク募集(7/1~9/13)、表彰式(12/8)

○障がい者サポーター制度発足式及び講演会(12/8)

※障がい者週間(毎年12月3日~9日)に合わせて実施

※関連事業:心の輪を広げる作文・ポスターコンクール

- ・作文・ポスター募集(7/1~9/9)、表彰式(12/8)
- ・作品展示:①現代美術館(12/6~)、②子ども文化会館(1/6~)、③本庁舎1Fロビー(1/20~30)

障がい者サポーター制度発足式(予定)

○サポーターシンボル大賞発表・表彰、バッジ配布

- ・最優秀賞、熊本市長特別賞、熊本市現代美術館長特別賞

○障がい者サポーター制度についての説明(サポーターハンドブックの配布)

- ・目的、役割、スケジュール等説明

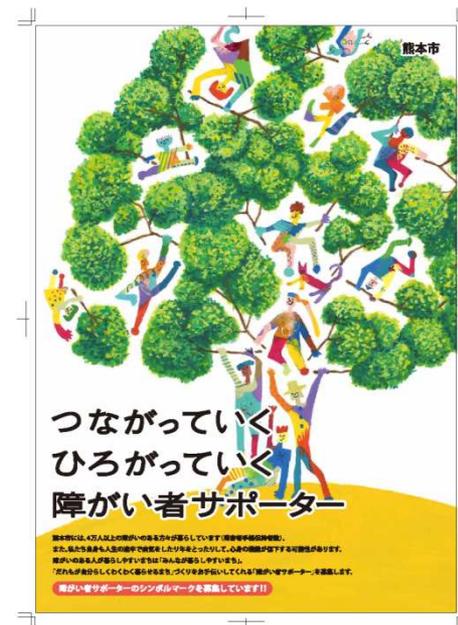
○障がいに関する説明

- ・現状と課題、障がいの特性、配慮事項等説明

○発足記念講演会

- ・参加者:サポーター約120名
- ・講演者(予定):日比野克彦氏 東京藝術大学教授「障がいとアートとの関係と可能性について」(仮題)

※本事業(障がい者理解促進事業)は、同時期に現代美術館で開催される「アールブリュット・ジャポネ展」(12/7-2/23)と連携予定。



平成25年度熊本市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針（案）の概要

策定の目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、及び在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的として策定する。

調達方針の概要

1 適用範囲

市全ての機関が発注する物品又は役務の調達に関して適用する。

2 対象となる施設

- ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所（A型・B型） ・小規模作業所
- ・特例子会社 ・重度障害者多数雇用事業所
- ・在宅就業障害者 ・在宅就業支援団体

3 調達の推進方法

- ①障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に必要な情報の収集及び提供（リスト化）
- ②本市による障がい者就労施設等からの物品等の調達と同施設等が供給する物品等のマッチング（庁内コーディネート）
- ③障がい者就労施設等の生産能力向上の促進及びその供給体制への配慮（商品力の向上支援や十分な納期設定）
- ④全庁的な調達推進体制の整備（「熊本市障がい者優先調達推進会議」の設置） 等

4 調達目標の設定

平成25年度においては前年実績を上回るよう努める。

（※）平成24年度実績額 26,136千円

5 調達方針及び実績の公表

- ①本市調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- ②調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。



市民後見人養成講座事業

1. 目的

親族等による成年後見が困難な者については、今後、増加することが見込まれており、障害福祉サービスに関する事業者との契約支援や財産管理などを中心に、成年後見の担い手として、市民の役割が強まると考えられることから、本事業により必要な知識、技術、社会規範、倫理性等を習得した市民後見人を養成し、その活用を図ることにより、障がい者の権利擁護を推進する。

なお、本事業については、本年4月から障害者総合支援法の施行により、地域生活支援事業において、市町村の必須事業とされている。

2. 事業内容

「平成25年度 熊本市市民後見人養成研修」の実施

市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう 研修カリキュラムを策定し、実施する。

(1) 研修対象者（一般公募）

- 20歳以上で熊本市在住者 20名（応募者多数の場合は、書類選考）
- 障がい者及び高齢者に対する地域福祉活動に理解と熱意がある者
- 地域福祉権利擁護事業の地域生活支援員として従事することを希望する者

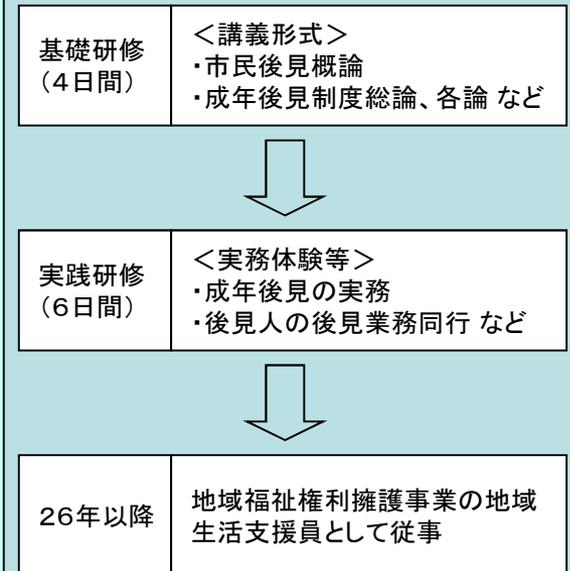
(2) 研修期間

平成25年10月26日から平成26年3月15日のうち、延べ10日間

(3) 研修カリキュラム

- 基礎研修 21単位（1260分）
- 実践研修 30単位（1800分）

市民後見人の養成の流れ



3. 予算額及び実施方法

予算額 1,300千円 熊本市社会福祉協議会に事業を委託

現行の相談支援事業についての課題と今後の検討事項

《 熊本市障がい福祉計画(第3期計画) 》

相談支援事業所については、公平・中立の確保及び地域の総合相談窓口として機能強化を図る必要があり、第4期計画(27年度～29年度)においては、公募による委託方式で区ごとの適正配置を図る方向とする。

⇒ スケジュール: (25年度) 方針決定、予算要求 (26年度) 公募 (27年度) 委託開始

◆ 現行の課題

- ・補助事業である(公募でない)ことから、公平性の観点から適当でない。
- ・区によって偏在が見られ、配置が適正でない。
 - ※本市の相談支援事業所数 H25年度15箇所(中央4、東2、西1、南4、北4)
- ・事業所の多くが母体施設が主たる対象とする障がい種別を中心に対応しており、3障がいを総合的に支援できる事業者が少数に留まる。
- ・事業所の半分以上は母体施設内に設置又は隣接しており、母体施設の利用者が7割を超える事業者があるなど、地域に開かれた事業所となっていない。
- ・計画相談支援に人員・時間ともに割かれ、本来の基本相談支援が後退しかねない状況。
- ・各区役所に配置する障害者ケアマネジメント従事者については、本来的には障がい者相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るものであるところ、そうした役割を果たすまでには至っていない。
 - ※障害者ケアマネジメント従事者数 H25年度7人(中央2、東1、西1、南1、北2)
- ・相談支援事業所における相談支援専門員の体系的な研修システムなど、支援スキル(ケアマネジメント技術)向上の機会が少ない。

◆ 今後の主な検討項目

□ 相談支援事業の重点化

- ・3障がいの対応を基本
- ・母体施設敷地(隣接地含む)外に事業所を設置することを基本(地域に開かれた事業所)
- ・設置する区に在住する障がい者の対応を基本
- ・1事業所当たりの人員増
- ・事業所を地域バランス、利用者の利便性を考慮して配置
- ・計画相談支援も行う事業所については、基本相談支援の体制確保のため、計画相談支援の実施に何らかの制限を課す。

□ 相談支援機能の強化方策

- ・相談支援事業所に対する専門的な指導・助言及びケアマネジメント技術の向上並びに相談支援事業所のネットワーク化等の支援
- ・相談支援事業所が対応に苦慮する複雑又は困難事案や虐待事案等への高度な相談支援等の後方支援を行う体制づくり(基幹相談支援センター設置等)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

基幹相談支援センター

